平成２３年（フ）第９１号
三重県津市白塚町227番地22　コーポカトウ102号
債務者　久住　雅和
1　決定年月日時　平成23年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１４号
三重県尾鷲市栄町２番２号
債務者　山本　靖子
1　決定年月日時　平成23年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２３年（フ）第１５号
三重県尾鷲市栄町２番２号、住民票上の住所三重県尾鷲市林町７番31号
債務者　山本　悦子
1　決定年月日時　平成23年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２３年（フ）第２４６号
神戸市中央区花隈町２番３―803号
債務者　小林　憲治
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３６６号
神戸市中央区港島南町１丁目３番地の２　福山通運株式会社神戸中央支店301号室
債務者　生松　保彦
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４７４号
神戸市中央区大日通７丁目２番27号　ベルズコート春日野道206号
債務者　中村　雅之
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５４８号
神戸市須磨区車字下大道1243番地　サンビレッジ須磨Ｆ－201号、従前の住所神戸市西区井吹台東町１丁目２番地の１
債務者　田川美代子
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５６６号
神戸市灘区水道筋６丁目３番20号　メゾンエヌケイ101
債務者　大段　幸高
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５６７号
神戸市灘区水道筋６丁目３番20号　メゾンエヌケイ101
債務者　大段千津子
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６７号
兵庫県宝塚市安倉南２丁目14番28号―110号、前住所兵庫県宝塚市山本丸橋４丁目３番104号
債務者　久木　由幸
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第６１号
鳥取県東伯郡湯梨浜町大字藤津485番地１
債務者　野村　光秀
1　決定年月日時　平成23年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２３年（フ）第３５号
鳥取県東伯郡琴浦町大字八橋1770番地―101号室
債務者　山根　菊枝
1　決定年月日時　平成23年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２３年（フ）第３０号
鳥取県米子市一部303番地３
債務者　牧田　一宏
1　決定年月日時　平成23年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第１９９号
愛媛県松山市立花１丁目１番21号　フリースロー505号
債務者　矢野　建郎
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第２１２号
愛媛県松山市祇園町11番８号
債務者　亀山　和美
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第４８号
福岡県嘉穂郡桂川町大字土師2177番地51
債務者　藤川　光二
1　決定年月日時　平成23年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部